令和９年度自動車税通知書作成等業務委託契約書（案）

１　委託業務の名称　　令和９年度自動車税納税通知書作成等委託業務

２　履　行　期　間　　自　契約締結日

至　令和１０年２月２９日

３　委　託　金　額　　¥　　－

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　　－）

４　契 約 保 証 金　　免除（大分県契約事務規則第５条第３項第９号）

上記業務の委託について、委託者　大分県知事　佐藤　樹一郎　を甲とし、受託者　　を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第１条　乙は、別添の令和９年度自動車税通知書作成等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の委託金額（以下「委託金額」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を信義に従って誠実に履行しなければならない。

２　前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（再委託の禁止等）

第３条　乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

２　前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

３　乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、または請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

４　前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

５　第３項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

６　乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為につ

いては、その責任を乙が負うものとする。

7　第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の子会社を含む）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。

8　前7項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

（作業場等の届出）

第４条　乙は、この委託業務の遂行に係る施設等に関し作業場等の届出書（様式１）を予め甲に提出するものとする。

（主任担当者の選任）

第５条　甲及び乙は、それぞれ委託業務の履行に関する連絡・確認を行う主任担当者を選任するとともに、委託業務に従事する者の体制を定め、互いに書面をもって相手方に通知するものとする。

２　乙は、前項の規定により選任した主任担当者又は従事体制を変更する場合には、甲に対し事前に書面をもって通知を行うものとする。

（委託業務の調査等）

第６条　甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

２　甲は、必要がある場合には、甲乙協議の上決定する日時に、乙の業務を妨げない範囲において、乙の事業所に立ち入り、視察することができるものとする。

（知的財産権）

第７条　本委託業務実施のために、新規に開発・作成するシステム、ソフトウエア等を含め乙が使用するシステムを構成するすべてのプログラム、ソフトウエア及びこれらに付随するすべての技術全般に関する知的財産及び当該知的財産に関する知的財産権は、乙又は乙に利用権を許諾している権利者に帰属するものとする。

（成果物の著作権）

第８条　甲は、委託業務により乙が作成した契約の目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

（１）乙は、成果物に付与される著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条に規定する権利を、第１７条第１項の規定による引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。

（２）甲は、著作権法第２０条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、乙の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

（３）乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第１８条及び第１９条の規定を行使することができない。

（データの貸与、保管、消去）

第９条　甲は、本委託業務実施上必要なデータ（個人情報を含む。以下「業務データ」という）を記録媒体等の提供により乙に無償貸与し、利用させるものとする。

２　乙は、業務データを善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、委託業務実施以外の目的に使用しないものとする。

３　乙は、業務データを本委託業務実施以外の目的のために複写、複製、編集等を行わないものとする。なお、乙は、本委託業務の実施にあたり乙の作業ツールにより業務データを記録、変換等した場合、本委託業務実施後、記録、変換等したデータ（以下「変換データ」という）を消去するものとする。

（用紙の保管、廃棄）

第 10 条　乙は、本委託業務で作成した納税通知書等について、善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、委託業務実施以外の目的に使用しないものとする。

２　乙は、本委託業務で不要となった納税通知書等について、裁断又は溶解等の処理を行い、廃棄処理報告書（様式 2）を甲に提出すること。

（処理物品の支給）

第 11 条　甲は、必要に応じ、委託業務を実施するのに必要な物品（以下「処理物品」という。）を乙に無償支給するものとする。ただし、課税情報を運搬する施錠できるケース、納品用段ボール箱については、無償支給する処理物品に含まれないものとする。

なお、処理物品の供給条件については、甲、乙別途協議するものとする。

２　甲は、処理物品の納入前に数量、品質等に係る納入前検査を行い、検査に合格した処理物品を乙の要求する荷姿にて乙に支給するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、処理物品の瑕疵を作業の途中で発見した場合、乙は、直ちに処理物品に係る作業を中止し、甲に通知した上で、甲の指示に従うものとする。

４　処理物品の所有権は甲に帰属するものとし、乙は、処理物品を善良なる管理者の注意をもって保管、管理し、委託業務遂行以外の目的に使用しないものとする。

（返却）

第 12 条　乙は、業務データ、処理物品及び第１５条の秘密情報について、甲から返却を求められた場合、不要になった場合又は本契約が解約された場合は、甲が返却を要しない旨を特に指定した物品を除き、速やかに甲に返却するものとする。

（業務内容の変更等）

第 13 条　甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（義務違反の場合における損害賠償）

第 14 条　乙は、第２２条第５号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を

負担するものとする。

2　甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

（秘密保持）

第 15 条　甲及び乙は、本契約に関して、又は本委託業務実施上知り得た相手方の技術上、営業上及びその他の秘密情報（業務データを含む。以下「秘密情報」という。）を秘密に保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩せず、又、本契約履行以外の目的に利用しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる情報は、秘密情報から除くものとする。

（1）開示を受け又は知得した際、既に自己が所有していた情報

（2）開示を受け又は知得した際、既に公知であった情報

（3）開示を受け又は知得した後、自己の責に帰さざる事由により公知となった情報

（4）開示を受け又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

（5）相手方の秘密情報に接することなく独自に開発、創作したことによる情報

3　第1項の規定にかかわらず、法令に基づく公権力の発動により秘密情報の開示を強制される場合は、法令に要求される範囲で秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示を強制された当事者は、相手方に対し、遅滞なくその旨及び開示の対象となる秘密情報を書面で通知するものとする。

4　甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

（個人情報の保護）

第 16 条　乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、JIS Q15001、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（平成 28 年 11 月、個人情報保護委員会）に準拠して個人情報保護のための社内体制を確立するとともに、甲から個人情報を預託された場合は、当該社内体制の下で当該個人情報（以下「預託個人情報」という。）を保護するものとし、外部に漏洩し、滅失し、又は毀損しないよう以下に掲げる組織的・人的・技術的安全管理措置をとり、管理・責任体制の確保を図るものとする。

（1）個人情報保護管理部門の設置、社内監査体制の整備、社内報告連絡体制の整備、その他個人情報保護のための組織体制の整備

（2）個人情報取扱いに関する規程の整備及び運用

（3）個人情報取扱いに関する社内教育及び訓練の実施

（4）個人情報を取扱う部屋への入退室の管理

（5）個人情報が記録された媒体又は個人情報を取扱う機器等の盗難、破損防止対策

（６）個人情報へのアクセス制限及び内部管理者による個人情報へのアクセス管理

（７）不正アクセス及びウイルス防御対策

（８）その他、乙が必要かつ適切と認める安全管理措置

甲は、乙の個人情報の取扱い及び安全管理措置の実施状況の報告を乙に求めることができるものとする。

3　甲は、前項の報告を受領した後、遅滞なくその報告内容を検討し、乙の個人情報の取扱い及び安全管理措置の実施状況に問題があると認めたときは、報告を受領してから２週間以内に書面にて乙に通知するものとする。

4　前項の通知があったときは、乙は、合理的な範囲において当該問題を適切に対処するものとする。

5　万一預託個人情報が外部に漏洩し、滅失し、又は毀損した場合、乙は、直ちにその拡大を防止するために必要かつ適切な措置を講じ、甲に対してその事実を速やかに報告するとともに、事故の原因を速やかに究明し、甲に報告するものとする。

6　乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

（業務完了報告書提出及び検査）

第 17 条　乙は、甲が指定した期日までに、甲が指定した納入場所に委託業務の成果物を納入し、令和９年度自動車税納税通知書作成等業務委託報告書（様式 3）を提出するものとする。

2　甲は、成果物の納入後、甲、乙協議の上決定する方法により遅滞なく成果物の検査又は確認（以下「受入検査」という。）を行い、合否の判定を行うものとし、受入検査に合格したときは、乙に合格の通知を行うものとする。

3　受入検査の結果、成果物が不合格となった場合、甲は、受入検査不合格の通知を遅滞なく乙に行うものとし、乙は、通知の内容を確認した後、当該不合格の原因が乙の責に帰すべき事由による場合は、乙の責任と負担において、甲乙協議の上決定する期日までに、これに対する適切な対応、処置を行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

4　本委託業務は、甲が乙に検査合格の通知を行ったときをもって完了したものとする。

（委託金額の支払）

第 18 条　乙は、受入検査に合格したときは、委託料の支払を請求できる。甲は請求が適正であると認めたときは、その請求を受けた日から起算して３０日以内に委託金額を支払わなければならない。

2　各年度の請求限度額は、次のとおりとする。

（１）令和８年度の請求回数は１回とし、請求限度額は、　　円とする。この金額には、消費税及び地方消費税の合計額　　円を含むものとする。

（２）令和９年度の請求回数は１回とし、請求限度額は、　　円とする。この金額には、消費税及び地方消費税の合計額　　円を含むものとする。

（契約不適合責任）

第 19 条　乙が第１７条第１項により甲に引き渡した成果物について、甲が種類又は品質に関して契約の内容と適合しない部分（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

２　成果物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかった場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

３　成果物について契約不適合があった場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

４　甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

５　甲が契約不適合を知ったときから１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

（不可抗力）

第 20 条　乙の責に帰すことのできない天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、法令の改廃・制定、公権力による処分、同盟罷免その他の争議行為、輸送機関の事故その他不可抗力により、本契約の全部又は一部の履行の遅延又は不能が生じた場合には、乙はその責任を負わないものとする。

２　乙は、業務データ若しくは処理物品の瑕疵、甲のソフトウエア、ハードウエア等の障害及び甲の誤操作若しくは不正使用、システムのダウン、通信回線の不良、電気通信事業者のサービス提供の停止・制限・中止、郵便局若しくは輸送業者による送付物の破損・遅配・誤配等の事故、その他外的要因による障害又は乙の責に帰さざる事由による障害に起因して甲が被った損害については、その責を負わないものとする。

（通知）

第 21 条　甲及び乙は、自己の事業に関し、本契約の履行に影響を与える重大な変更又は事態が生じたときは、遅滞なく相手方に通知するものとする。

（契約の解除）

第 22 条　甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

（１）履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

（２）乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。

（３）契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

（４）乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

（５）本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

（違約金）

第 23 条　前条各号の規定又は第１９条第２項により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の１０分の１を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、第１号において、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由による場合は、甲は乙に対して違約金の請求をすることができない。

（契約外の事項）

第 24 条　この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自１通を保持する。

令和　　年　　月　　日

甲

委託者

住　　所　大分県大分市大手町３丁目１番１号

大分県知事　佐　藤　　樹　一　郎

乙

受託者

住　　所